

大阪狭山市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成30年(2018年)2月23日

大阪狭山市監査委員  
北井末廣  
徳村賢

# 定期監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象

#### 教育部社会教育・スポーツ振興グループ

- ・放課後児童会事業
- ・社会教育管理事業
- ・成人式事業
- ・総合的教育力活性化事業
- ・さやま元気っこ推進事業
- ・社会教育関係各種事業
- ・公民館運営事業
- ・図書館運営事業
- ・人権教育事業
- ・青少年問題協議会事業
- ・青少年健全育成事業
- ・社会教育センター管理事業
- ・青少年野外活動広場管理事業
- ・スポーツ振興管理事業
- ・学校開放事業
- ・プール開放事業
- ・各種教室・大会運営事業
- ・各種助成事業
- ・狭山中学校区円卓会議さやりんピック事業
- ・ラジオ体操会事業
- ・体育施設管理事業
- ・ふれあいスポーツ広場施設管理事業
- ・ふれあいの里スポーツ広場施設管理事業
- ・市民総合グラウンド施設等管理事業
- ・大野テニスコート施設等管理事業
- ・池尻体育館施設管理事業
- ・南青少年運動広場施設管理事業
- ・総合体育館管理事業
- ・野球場管理事業

### 2 監査の範囲

平成29年4月1日から平成29年11月30日までの財務に関する事務

### 3 監査の実施期間

平成30年1月10日から平成30年1月23日まで

### 4 実施した監査手続

財務に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを主眼とし、当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求め、これを閲覧、帳簿突合等を行うとともに

に、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

## 第2 監査の結果

財務に関する事務は関係法令等に従い、概ね適正に執行されているものと認められた。しかし、一部の事務において、改善を要する事項が見受けられたので、今後はこれらに十分留意し、事務を執行されたい。

なお、当該監査の結果に基づき、又は結果を参考として改善措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定によりその旨通知されたい。

## 指摘事項等

契約に係る事務処理において、設計書が添付されているにもかかわらず、情報公開条例第6条第5号による部分開示の扱いとなっていない起案書が見受けられたので、今後は適正な事務処理を行うよう改められたい。